



1人につき
10万円
給付

申請期限は 令和2年 **8月31日(月)** まで(消印有効)



特別定額給付金

給付を受けるには
申請が必要です

申請受付が間もなく終了します。

申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができなくなります。まだ申請を済ませていないかたは、期限までに手続きをお願いします。

給付対象

基準日(令和2年4月27日)時点で川口市の住民基本台帳に記録されているかた

受給者

給付対象のかたの属する世帯の世帯主

申請方法

申請書に必要事項を記入・押印し下記①②の必要書類を同封の上、返信用封筒で返送してください。

- ①世帯主(申請・受給者)の本人確認書類のコピー
- ②世帯主の口座情報が記載された通帳などのコピー



新型コロナウイルス感染症対策のため、市役所・川口駅前行政センター・支所などの窓口では、申請を受け付けていません。



特別定額給付金の給付などを装った「振り込め詐欺」や「個人情報の問い合わせ」などにご注意ください。

問い合わせ…川口市特別定額給付金コールセンター ☎0570-015392

開設時間：平日8:30～17:15

市

新型コロナウイルス緊急経済対策 第2弾

中小企業等 事業継続支援金

市内の中小
企業などへ

20万円

の支援金
を支給



緊急経済対策第1弾「小規模事業者等事業継続緊急支援金」とは対象者が異なるため、重複申請はできません。

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内中小企業等のうち、経営継続と雇用の維持を図る事業者などに対して支援金を支給します。

対象者

- 市内で事業を営み、6月以前に前年同月比の事業収入が50%未満に減少している
- ①中小企業者(中小企業基本法の規定による)
- ②介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者(従業員数6人以上)
- ※①②いずれも、小規模事業者、個人事業者を除く
- ※6月以前に国の持続化給付金の対象外である者が対象
- ※令和2年3月末までに事業を開始している者が対象
- ※従業員数…市内の事業所で常時使用する従業員の総数

申請期限：令和2年9月4日(金)まで(消印有効)

申請方法

- ①郵送
〒332-8799 本町2-1-1 川口郵便局留め「川口市中小企業等事業継続支援金事務局」あて
- ②窓口(予約制) ※郵送が難しいかたにのみ限ります。
場所 川口センタービル7階(本町4-1-8)
※希望するかたは電話またはFAXで事務局までお申し込みください。

配布場所

第一本庁舎(5階1番窓口)・川口駅前行政センター・支所・川口商工会議所・鳩ヶ谷商工会・川口緑化センター
※市または川口商工会議所ホームページからダウンロードもできます。

申請書類などの詳細は、市ホームページをご確認いただくか事務局までお問い合わせください。

川口市 中小企業 検索



申し込み・問い合わせ…川口市中小企業等事業継続支援金事務局

☎048-446-7971 FAX048-446-7973

開設時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00